第二十二条の六において準用する第七条の十一第一項	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に旅客不定期航路事業の許可を受けている場合（同法附則第三条第二項に規定する者が小型船舶旅客不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十三条の六第一項において準用する第二十一条の五第一項	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする外航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十三条の十第一項において準用する第七条の十一第一項	該当する場合
（新海上運送法第十条の四第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験）	

第五条　改正法附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「新海上運送法」という。）第十条の四第一項（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一　当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。）二十トン未満の船舶（次号イ及び次条において「小型船舶」という。）のみである場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業（海上運送法第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業をいう。次号イ及び次条において同じ。）において、運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一　当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

○国土交通省令第四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十第一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	三百二十二万二千円
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
その他の施設		二百三十八万三千円

改正前

別表第三（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	二百五十九万五千円
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
その他の施設		百九十二万五千円